

びばい事業継続緊急支援金申請書

(宛先)美唄市長

びばい事業継続緊急支援金給付要綱の規定により、支援金の給付を受けたいので、下記事項に宣誓・同意の上、びばい事業継続緊急支援金を申請します。

- 【宣誓・同意事項】
- ① 給付対象要件(対象者・申請要件)を満たしていること。
 - ② 申請書記載事項及び添付書類等の内容が虚偽でないこと。
 - ③ 支援金の受給後も市内で事業を継続する意思があること。
 - ④ 不給付要件(給付対象外となる者)に該当しないこと。
 - ⑤ 市長が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること。
 - ⑥ 不正受給等が判明した場合には、支援金の返還等を行うこと。
 - ⑦ 別紙で定める暴力団排除に関する誓約事項に同意すること。
 - ⑧ 市税等の賦課状況について確認し、申請書類に記載された情報は、税務当局の求めに応じて提供すること。
 - ⑨ 今回の申請に伴い提出した連絡先等に、市から各種支援施策・調査等を送付すること。
 - ⑩ びばい事業継続緊急支援金給付要綱に従うこと。

申請日	年 月 日
(フリガナ)	
会社名(商号)	
(フリガナ)	
店舗名(屋号) ※上記と同じ場合は記入不要	
代表者役職・氏名	⑩ (担当者役職・氏名：)
住所	〒 -
電話番号	(担当者連絡番号：)
メールアドレス	
主たる業務	

金融機関名		口座種別		口座番号	
支店名		口座名義 (かたかな)			

以下は運送事業者等のみ記入

令和4年4月1日から令和4年12月31日までの間に購入した燃料の総量	ℓ	所有している車両の台数	台
------------------------------------	---	-------------	---

※運送事業者の方に対する給付金は上記燃料の総量と所有している車両の台数に応じて算出し、個人事業者5万円、法人事業者10万円の支給額に上乗せして支給します。
※上限額は車両1台当たり3万円、1事業者当たり80万円です。
※運送事業者等に該当する事業者は、「車両の台数がわかる書類」「期間中に購入した燃料に関する請求書又は領収書」の添付が必要となります。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、支援金の給付の申請から、支援金の受領後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。